

財 関 第 6 7 5 号
平成 2 1 年 6 月 1 6 日

(各) 税 関 長 殿
沖 縄 地 区 税 関 長 殿

関 税 局 長 藤 岡 博

北朝鮮に対する全貨物の輸出禁止措置に伴う税関の対応について

平成 18 年 10 月の北朝鮮による核実験実施を受けた国連安全保障理事会決議第 1718 号（平成 18 年 10 月 14 日採択）に基づき、同年 11 月 15 日より、北朝鮮に対する奢侈品の輸出禁止措置が実施され、税関においては、本措置の実効性を確保する観点から、所要の取締りを実施してきたところである。

平成 21 年 5 月 25 日の北朝鮮による核実験を実施した旨の発表を始めとする我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の北朝鮮に対する追加の措置として、北朝鮮を仕向地とするすべての貨物について、輸出を禁止する措置を実施することが決定され、本日（6 月 16 日）、「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に係る対応措置について」が閣議決定された。

これを受けて、輸出貿易管理令の一部を改正する政令等が本日付で公布され、6 月 18 日から北朝鮮を仕向地とするすべての貨物について、輸出を禁止する措置が実施される予定である。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知（別添）を踏まえ、関係官庁と連携を密にし、当該輸出禁止措置の実効性の確保に努めるため、下記により所要の取締りを実施されたい。

なお、「北朝鮮に対する輸出禁止措置に伴う税関の対応について」（平成 18 年 11 月 14 日財関第 1402 号）は、廃止する。

記

1. 業務通関における留意事項

人道目的等に該当するものを除き、北朝鮮を仕向地とする輸出は認められないことから、申告内容の十分な把握に努め、経済産業省と緊密に連携し、当該輸出禁止措置の実効性を確保すること。

更に、第三国を経由した北朝鮮への迂回輸出がなされることのないよう、周辺国等へ輸出される貨物については、関係機関との情報交換を密にし、必要に応じ契約書等の関係書類の確認を行うなど、厳正な審査・検査を実施すること。

また、通関業者等への当該輸出禁止措置の周知に努めるとともに、実効性の確保について協力を要請すること。

なお、北朝鮮向けに国際郵便により送付される貨物についても、輸出貿易管理令第4条（特例）に該当する場合を除き、当該輸出禁止措置の対象となるので、留意すること。

2. 旅具通関における留意事項

船舶及び航空機の乗組員の携帯品及び別送品については、輸出貿易管理令別表第2の2に掲げる貨物（奢侈品）を輸出しようとする場合、規制の対象となることから、北朝鮮の港に寄港することが予想される船舶の乗組員が奢侈品を携帯輸出しようとする際には、仕向地の確認を厳正に行うこと。

また、旅客の携帯品については、輸出貿易管理令第4条（特例）により特例扱いとなるが、無償の商品見本及び宣伝用物品の輸出については、規制の対象とされていることに留意するとともに、旅客の携帯品に偽装した不正輸出等に対応するため、関係機関、船会社及び航空会社等との情報交換を密にし、必要に応じ出国者の携帯品に対する厳正な取締りを実施すること。

3. 貴金属の輸出許可事務における留意事項

税関における貴金属の輸出許可事務については、「貴金属の輸出の許可事務の処理要領について」（平成18年11月14日財国第3363号）に基づき実施しているところであるが、許可申請された場合の許可又は不許可の判断など、その事務処理に際しては、本省と十分協議し、適切に処理すること。

4. その他の留意事項

当該輸出禁止措置の実効性を確保するため、適正な通関等の徹底を図るほか、輸出事後調査を的確に実施すること。

また、違法行為が発見された場合には、厳正に対処すること。

更に、関係官庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携、通関業者、船舶代理店等の関係業者からの情報収集について、より一層の充実を図ること。

経済産業省

平成21・06・03貿局第1号

平成21年6月16日

財務省関税局長 殿

経済産業省貿易経済協力局長

北朝鮮に対する全面輸出禁止措置について

上記の件について、別紙のとおり、輸出貿易管理令の一部を改正する政令が施行されることとなるため、税関においても本改正の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしくお願い致します。

政令第六十号

輸出貿易管理令の一部を改正する政令

内閣は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）の一部を次のように改正する。

附則第三項を次のように改める。

- 3 平成二十二年四月十三日までの間は、第二条第一項第一号の二中「別表第二の二に掲げる貨物（別表第二の一、三六、三九から四一まで及び四三から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の北朝鮮を仕向地とする」とあるのは「北朝鮮を仕向地とする貨物（別表第二の一、一九から二一の三まで、二五、二八から三三まで及び三五から四五までの項の中欄に掲げる貨物を除く。）の」と、第四条第二項第二号ハ中「及び第三号」とあるのは「に掲げる貨物のうち、北朝鮮を仕向地とするもの及び同表第三号」と、同条第三項中「適用しない」とあるのは「適用しない。ただし、北朝鮮を仕向地とする貨物については、この限りでない」と、別表第二の二中「第二条、第四条」とあるのは「第四条」と読み替えるものとする。

附 則

この政令は、平成二十一年六月十八日から施行する。